

東京都知事 小池 百合子 様

要 望 書
(令和5年度)

令和4年10月13日

東京都新宿区四谷本塩町4番37号

東京司法書士会

会 長 野 中 政 志

要 望 事 項

一 相続登記義務化など国民に影響の大きい制度の広報・周知活動の実施、予算確保

令和3年4月に成立した民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）は、これまで任意だった相続登記や住所変更登記等の罰則付き義務化を含み、かつ施行前に発生した相続等にも適用されるという、国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底を図っていただきたい。そのためには、法律専門職者との連携に務めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めていただきたい。

※相続登記の義務化の施行日は令和6年4月1日

【当会の周知広報活動の施策案】

- 都、区市町村の広報紙やWEBサイト、SNSの活用、当会サイトとのリンク
- 固定資産税等の納税通知書の送付や、死亡届受理時のチェックシートへの挟込み等の効果的なリーフレット等の配布
- 都税事務所等の都の施設や区市役所、町会等の掲示板でのポスター掲示、デジタルサイネージ等の活用、町会回覧板等の活用
- 町会・高齢者クラブ等きめ細かい単位での出前講座等アウトリーチ活動実施
- 区民向け生涯学習講座の開設 等

【添付資料】

- 所有者不明土地関連法の周知広報に向けた取組について（法務省）
- 23区特別区長会総会（8月5日）における法務省・東京司法書士会合同説明の資料（抜粋）
- 所有者不明土地等対策に係る地方財政措置等について（令和4年4月27日付総務省事務連絡）

二 固定資産評価証明の代理人による電子申請と手数料の電子納付への対応

スマート都税プロジェクトにおいて、令和3年12月から可能となった東京共同電子申請・届出サービスを活用した、本人による固定資産評価証明の電子申請と手数料の電子納付を、代理人による申請と手数料の納付にも対応できるよう機能の拡充等していただきたい。

固定資産評価証明は司法書士等代理人が本人に代わって申請することも多く、特に郵送による申請では代理申請がほとんどと考えられる。

導入されれば電子申請・電子納付の利用拡大にも資することであり、早急な対応をお願いしたい。

三 成年後見利用促進に関する支援、予算確保について

令和4年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画の内容である地域共生社会の実現に向けた地域連携ネットワークの構築・推進のため、次の5項目について、東京都における予算確保並びに区市町村に対する都の支援及び都から区市町村への補助金の支給のための予算確保をお願いしたい。

- (1) 小規模市町村等、中核機関、成年後見制度推進機関が未設置又は成年後見制度利用促進基本計画の策定ができていない地域（特に三多摩地域や現在東京都が力を入れている島しょ地域）において、市町村からの相談を受け、また、市町村へのアドバイザーや、準備会、協議会、審議会等の委員となる専門職として、成年後見実務に精通した司法書士を活用すること。
- (2) 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関による権利擁護支援チームの形成を支援し、その形成のための後見人等の受任者調整等に成年後見実務に精通した司法書士を活用すること。
- (3) 厚生労働省が行っている「権利擁護支援総合アドバイザー」育成の研修を都でも行い、より多くの司法書士等専門職が権利擁護支援総合アドバイザーとして育成されること。
- (4) 司法専門職等の地域偏在により 支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談 支援等の場面において、オンラインを活用して、成年後見実務に精通した司法書士を活用すること。
- (5) 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等の連携を強化して、効果的な支援を進める取組に対して補助を行うこと。

以上

所有者不明土地関連法の周知広報に向けた取組について

基本的な考え方

- 所有者不明土地問題は、土地の適切な管理・利用を妨げ、国土の保全にも関わるものであり、将来への先送りは許されない
- 所有者不明土地関連法は、**相続登記の義務化及び相続土地国庫帰属制度等を内容とするなど、広く国民にも大きく影響するもの**
- ➡ **新しい制度の円滑な実施には、その内容や意義について、広く国民の理解を得ることが必要であり、周知広報が極めて重要**

関連する主要な附帯決議等

- **衆議院・参議院の各法務委員会の附帯決議**（所有者不明土地関連法案関係・令和3年3月～4月）
 - ▶ 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、**積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努める**とともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定・・・が適用されることについては、・・・特に周知徹底を図ること。この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、・・・予算の確保に努めること。
- **所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針**（R4.5.27関係閣僚会議決定）「令和5年以降の施行に向けて、国民に**十分かつ丁寧な周知を図る**」

これまでの主な周知広報活動

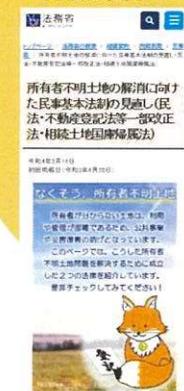
地方公共団体・経済団体などを含め広く配布

- 今次見直しの意義についての**ポスター・パンフレット**の作成・配布
- **法務省ホームページ**による情報提供、**SNS**（Twitter）の活用
- **法律や登記制度になじみの少ない層を意識した周知広報の実施**
 - ・ 不動産登記推進イメージキャラクター「**トウキツネ**」の作成
 - ・ 「**トウキツネ**」が登記制度や新しい相続登記制度について紹介する**Q & A**の作成
 - ・ 相続登記促進親善大使の任命・大臣による対談動画
- **政府広報**（政府インターネットテレビ動画、青木源太・足立梨花Sunday Collection等）
- **専門資格者団体**（日司連・日調連等）、**経済団体等と連携した、民法を含めた新制度の説明会等の実施**
- **地方公共団体との意見交換**（首長との対談等）・**連携の好事例の把握**



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

▼ 法務省HP



▼ ポスター



▼ パンフレット



相続登記制度等についてのQ & A



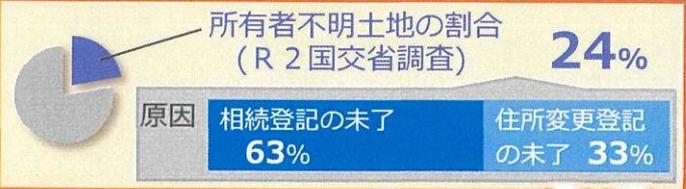
今後の取組

- **地方公共団体との連携・協力**（死亡届の受理時に交付されるチェックリスト等に、相続登記に関する事項を追加する取組等）
- **新制度の具体的な手続等についての周知**（各種パンフレット・手引きの作成・公表、共有私道ガイドラインの改訂・周知等）
- 運用に関する検討の深化に合わせ、**専門資格者団体、経済団体等と連携した新制度の説明会・講演会等の全国展開** など

所有者不明土地とは

(※) 「登記簿」には、土地・建物ごとにその所有者の氏名・住所等が記録されている。

- 登記簿(※)を見ただけでは所有者が直ちに判明しない又は判明しても連絡が付かない土地
- 不動産の所有者に相続等が発生しても登記がされないことで**所有者不明土地が増加**
 - ⇒ **公共事業・民間取引等を妨げたり、管理されずに近隣に悪影響が及んだりしています。**



所有者不明土地の解消に向けた主な施策

不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」



登記簿を見ただけで、現在の所有者が分からない所有者が死亡しているかどうか分からない



- **不動産登記法の改正 (R6.4月～)**
不動産の所有者の**相続登記の申請を義務化**
※ R6以前の相続登記がされていない不動産も、義務化の対象

土地・建物の所有者が不明のまま放置されている相続した土地を手放したいが、引き受け手がない



- **民法改正・相続土地国庫帰属制度 (R5.4月～)**
空地・空き家対策に活用できる**新たな管理制度**、相続した土地を国に引き取ってもらえる制度を新設

公共事業の候補地の登記がずっと更新されておらず、相続人が分からない



- **長期相続登記等未了土地の解消事業 (実施中)**
長期間、相続登記がされず放置されてきた**土地の法定相続人を、法務局が探索して自治体等に提供**

特別区の皆様との一層の連携を

① 相続登記の義務化など、区民に影響の大きい制度の幅広い周知・啓発

- ✓ 区役所の戸籍・福祉窓口等で、**ポスター・パンフレット**の配布。**区報・掲示板**での広報
- ✓ 区作成の「**おくやみリスト**」に相続登記を追加。**法務局・司法書士会**等の窓口との連携
- ✓ 地元の司法書士・弁護士等と連携した**区民向け講演会・相続登記相談会**の開催
- ✓ 法務省担当官による区役所**職員向け研修会・勉強会**の実施

② 特別区を行う公共事業等における法務局との連携

- ✓ 区の要望を踏まえた**長期相続登記等未了土地の解消作業**をより**迅速・効率化**
- ✓ **法務局が実施中の地図作成事業**（登記所備付地図作成事業）の着実な推進

特別区との連携を更に強化し、区民の皆様の理解と協力の下、所有者不明土地対策を着実に進めて参りたいと考えています

事務連絡
令和4年4月27日

各都道府県

財政担当課 市町村担当課 所有者不明土地担当課 御中

総務省地域力創造グループ地域振興室

所有者不明土地等対策に係る地方財政措置等について

所有者不明土地等対策については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）等に基づき、各地方公共団体において推進いただいておりますが、令和4年4月22日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策審議官部門土地政策課事務連絡に記載のとおり、令和4年度予算において、所有者不明土地や低未利用土地の利用の円滑化等に取り組む地方公共団体等への支援措置として、所有者不明土地等対策事業費補助金制度が創設されたほか、令和3年4月には、民事基本法制の見直しが行われたところです。

これを踏まえ、下記のとおり地方財政措置を講ずること等としたため、各地方公共団体においては、地域の実情に応じて積極的に所有者不明土地等対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、都道府県市町村担当課におかれましては、管内市区町村に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 所有者不明土地等対策に係る地方財政措置について

(1) 補助事業分

① 措置の概要

都道府県又は市町村が所有者不明土地等対策事業費補助金を受けて実施する取組に係る地方負担について特別交付税措置を講ずる。

② 対象経費

土地の所有者探索に係る費用、計画基礎調査に係る費用、土地の管理不全状態の解消に係る費用、行政代執行等の円滑化のための法務的手続き等に係る費用、所有者不明土地の取得促進に係る費用、所有者不明土地等の実態把握に係る費用、その他所有者不明土地対策計画の目的を実現するために必要な取組に係る費用

③ 措置率

0.5（財政力補正あり）

(2) 単独事業分

① 措置の概要

市町村が実施する所有者不明土地等対策に係る地方負担について特別交付税措置を講ずる。

② 対象経費

所有者不明土地等対策のためのデータベースの整備や所有者不明土地等に関する相談窓口の設置等、所有者不明土地等対策を講ずる上で必要な体制整備に係る費用

空き地バンクの設置や運営等、所有者不明土地の利活用に係る費用

③ 措置率

0.5（財政力補正あり）

2 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて

所有者不明土地の発生を予防するとともに、その利用をしやすい観点から、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）により、

- ① これまで任意であった相続登記及び住所等変更登記の申請の義務化（不動産登記法の改正）、
- ② 所有者が不明な土地・建物の管理に特化した制度等の新設（民法の改正）、
- ③ 相続等によって取得した土地を法務大臣の承認を受け、国庫に帰属させる制度（相続土地国庫帰属制度）の新設（新法の制定）

といった制度の見直しが行われたところです。

これらの新制度は、令和5年4月1日以降、段階的に施行されることとなっていますが、公共事業や復旧・復興事業、固定資産税事務など、地方公共団体の事務にも資するほか、土地の有効活用の機会の確保にもつながるものです。そして、その運用に

- ・ 当たっては、住民に対する必要な情報提供等のため、法務局をはじめとする国の行政機関と各地方公共団体との連携体制の整備・拡充等が重要になりますので、別添のとおり新制度の概要等についてお知らせするとともに、今後、法務省又は各法務局・地方法務局から相談があった場合には、新制度の周知・広報への協力を含め、適切に対応いただきますようお願いいたします。

なお、上記の各制度の見直しについては、令和4年度中に改めて詳細について法務省から情報提供がある予定ですので申し添えます。

<連絡先>

総務省 地域力創造グループ 地域振興室

担 当：境課長補佐、植田事務官

電 話：03-5253-5534（直通）

令和5年度

東京都福祉保健局

予算要望書

公益社団法人東京都薬剤師会

予算要望 （目的別）

I 要員の養成

- 1 薬学技術振興・薬学講習会（補助）
- 2 かかりつけ薬剤師育成研修会（委託）
- 3 薬剤師認知症対応力向上研修事業（委託）

II 態勢の整備充実

- 1 医薬品情報提供システムの拡充（委託）
- 2 医薬分業推進事業（補助）
 - (1) 後発医薬品データ検索システムの拡充
 - (2) 在宅医療支援推進事業補助
 - (3) 地域医薬品使用実態調査の実施
- 3 薬局災害対応力向上事業（委託）
- 4 健康食品安全性情報共有及び啓発（委託）
- 5 連携薬局活用推進事業（委託）

III 都民への普及啓発

- 1 地区薬剤師会による消費者相談等街頭事業（委託）
- 2 薬物乱用防止啓発事業（委託）
- 3 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（補助）
- 4 重複多剤服薬管理指導事業（委託）

IV 適正な薬局管理・運営の推進

- 1 自治指導事業（委託）
- 2 保険薬局及び保険薬剤師に対する講習（委託）
 - (1) 保険調剤講習会資料の作成
 - (2) 地区保険指導者講習会の開催
 - (3) 地区保険薬剤師講習会の開催

要 望 一 覧

《福祉保健局》

1 健康安全部関係

(1) 補助事業

- ア 薬学技術振興・薬学講習会（要員の養成）
- イ 後発医薬品データ検索システムの拡充（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）
- ウ 在宅医療支援推進事業補助（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）
- エ 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（都民への普及啓発）
- オ 地域医薬品使用実態調査の実施（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

(2) 委託事業

- ア かかりつけ薬剤師育成研修会（要員の養成）
- イ 医薬品情報提供システムの拡充（態勢の整備充実）
- ウ 健康食品安全性情報共有及び啓発（態勢の整備充実）
- エ 地区薬剤師会による消費者相談等街頭事業（都民への普及啓発）
- オ 薬物乱用防止啓発事業（都民への普及啓発）
- カ 自治指導事業（適正な薬局管理・運営の推進）
- キ 薬局災害対応力向上事業（態勢の整備充実）
- ク 連携薬局活用推進事業（態勢の整備充実）

2 指導監査部関係

(1) 委託事業

- 保険薬局及び保険薬剤師に対する講習（適正な薬局管理・運営の推進）
- ア 保険調剤講習会資料の作成
- イ 地区保険指導者講習会の開催
- ウ 地区保険薬剤師講習会の開催

3 高齢社会対策部関係

(1) 委託事業

- ア 薬剤師認知症対応力向上研修事業

4 保健政策部関係

(1) 委託事業

- ア 重複多剤服薬管理指導事業

要 望 事 項

1 健康安全部関係

(1) 補助事業

ア 薬学技術振興・薬学講習会（要員の養成）

医薬品の安全・適正使用を確保するためには、医薬品の供給・管理に責任を持つ薬剤師に対して最新の知識及び情報を習得する機会を提供することが必要不可欠である。何時でも都民のニーズに対応できる要員を確保する観点から、東京都内の全ての薬剤師を対象に年1回講習会を開催し、都民のニーズに即応可能な人的態勢整備を図り地域における保健衛生の増進に寄与する。

イ 後発医薬品データ検索システムの拡充（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

平成21年7月、薬剤師による銘柄選択の判断材料として後発医薬品の添加剤、製品の性状、生物学的同等性試験、血中濃度比較試験、溶出試験及び製品の安定性などに関する情報の有無、並びに価格、過去の使用頻度情報を加えた一覧表とお薬比較表をインターネットで入手できる“後発医薬品比較サイト”の供用を開始した。

同サイトで提供する情報は、随時追加され、かつ、正確に改訂されてこそ意味を持つ。供用開始後も毎年多数の新たな後発医薬品が薬価基準に収載され、随時添付文書が改訂される既収載後発医薬品は約10,000品目に及ぶ。これらを的確に把握しデータ化する。

ウ 在宅医療支援推進事業補助

（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

（薬局・薬剤師における在宅医療推進講習会の実施）

団塊の世代が75歳を迎える2025年を間近に控え“地域包括ケアシステム”の構築が急務となっており、薬局に関しては在宅訪問薬剤管理業務の強化が極めて重要となっている。このため、在宅医療推進に向けて、都内の薬局薬剤師に対して、全体講習会等を実施し、薬局における在宅に係る情報の共有と調剤技術の向上を図る。

エ 薬剤師によるアンチ・ドーピング活動（都民への普及啓発）

2013年に東京で開催された国体を契機に、都内の薬剤師・医師にドーピング防止のための情報を提供するとともに、スポーツ選手に対しても、医薬品適正使用の一環として「意図しないドーピング」対策の啓発を図ってきた。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、今後のスポーツ大会を見据えた一層の普及啓発が必要であり、WADAが指定する規制薬物が毎年変更になる状況も踏まえ、関係者に対する最新情報の周知に努める。

要 望 事 項

オ 地域医薬品使用実態調査の実施（医薬分業推進事業 態勢の整備充実）

平成18年度から隔年ごとに地域医薬品使用実態調査を実施し、後発医薬品使用における地域特性や薬効別進捗度合い等を明らかにしてきめ細かい情報を提供することで、後発医薬品の一層の使用促進を図ってきた。

こうした中、厚生労働省では、平成25年4月に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品の使用割合については、平成29年6月に2020年9月までに80%とする目標が、さらに、令和3年6月には2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標が閣議決定された。

また、東京都は、令和元年度に「東京都後発医薬品安心使用促進協議会」を設置し、関係者の意見を聴きながら、後発医薬品の一層の使用促進を図っている。

しかし、東京都の後発医薬品の使用割合は未だ80%には到達していないことから、引き続き、後発医薬品の使用促進のための施策に積極的に取り組む必要があり、そのためにも、最新の進捗状況を踏まえた安定供給に資する対応ができるよう、地域医薬品使用実態調査を毎年度実施とする。

要 望 事 項

(2) 委託事業

ア かかりつけ薬剤師育成研修会（要員の養成）

① 全体研修会

都民の身近な健康の相談役である「かかりつけ薬局・薬剤師」機能の向上を図るとともに、医薬品の供給拠点としての薬局・薬剤師の役割について、都内の薬局薬剤師に対し年1回の全体研修会を開催する。

② 地区研修会

都民から信頼される「かかりつけ薬剤師」としての機能を最大限に発揮するためには、都民から寄せられる様々な薬事関連・医薬品関連相談への的確な対応が必要となる。このため、医薬品の適正使用と健康管理支援に資する研修会を、地域特性を加味して都民の生活圏ごとに年2回開催する。

イ 地区薬剤師会による消費者相談等街頭事業（都民への普及啓発）

— 「薬と健康の週間」関連事業 —

医薬品適正使用の推進並びに薬物の誤用・乱用防止については、日常業務を通じて都民への啓発活動を行っているが、「薬と健康の週間」においては街頭相談事業に加え、医薬品の適正使用の啓発、生活習慣病の予防運動及びお薬手帳の啓発キャンペーンなど統一的な事業に積極的に取り組む。

ウ 医薬品情報提供システムの拡充（態勢の整備充実）

頻繁に変更される医薬品情報を、効率よく収集・整理することは容易なことではなく、組織的な対応が必要となる。新薬の効能・効果、用法・用量の設定根拠など会員に提供される「医薬品情報」等について現場で使いやすいように加工し情報提供するほか、特に重篤な副作用が発現した医薬品については当該副作用の具体的内容や副作用防止のための方策等について時間差のない情報を提供する。

① 医薬品情報誌の発行 年5回

② 都薬D I レターの発行 年4回

エ 健康食品安全性情報共有及び啓発（態勢の整備充実）

都民の健康意識の高まりに伴い、健康によいと称される「いわゆる健康食品」が多数流通し飲食されている。しかし、一方では栄養成分を過剰に摂取することに起因する身体への影響が懸念され、これらに含有される有害成分による健康被害も発生している。

こうした健康被害に関する情報を薬局から速やかに収集し、健康食品の危害性を迅速に把握して情報発信・共有することにより、健康被害の拡大防止に資するとともに、健康食品の適正な利用に関する都民啓発を推進する。

要 望 事 項

オ 薬物乱用防止啓発事業（都民への普及啓発）

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の所持・使用による検挙が相次ぐなど、薬物乱用事件が大きな社会問題となっている。特に薬物乱用者の若年化が進んでいるため、青少年薬物乱用防止講習会を偏りなく都内各地で積極的に開催することにより、乱用薬物の危険性を正しく理解させる必要がある。あわせて、麻薬・覚醒剤・知事指定薬物・大臣指定薬物といった規制薬物ばかりでなく、医薬品を含む薬物乱用の危険性について、薬局において都民に対し積極的に周知する。

カ 自治指導事業（適正な薬局管理・運営の推進）

自治指導委託事業は、行政当局の行う監視・指導業務を補完し、適正な薬局の管理・運営の確保を通じて都民から信頼される薬局を育成していく上で極めて重要かつ効果的な事業である。

医薬品医療機器等法の諸規定の遵守状況のみならず、薬局薬剤師の業務品質を高めるための取組状況等について、自治指導員によるきめ細かい巡回指導体制を構築する。また、近年の薬局における不祥事等に鑑み、薬局管理者を対象としたコンプライアンス意識向上に向けた啓発の取組を強化する。

キ 薬局災害対応力向上事業（態勢の整備充実）

① 災害時薬事活動リーダー研修事業

都の災害医療体制及び災害時に連携が必要になる団体の活動方針等に関する講習会と実践的な図上訓練を行う。

（対象者）

- ・ 区市町村の災害薬事コーディネーター及び地区薬剤師会の災害担当者
- ・ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院の薬剤師
- ・ 区市町村と災害時医薬品供給協定を締結している卸売販売業者の担当者

② 災害時の円滑な医薬品供給に係る取組の実施

平成30年度に策定した「災害時薬剤師班活動ガイドライン」を踏まえ、災害時の医薬品供給をより円滑に実施するための取組を推進する。

ク 連携薬局活用推進事業（態勢の整備充実）

薬局・薬剤師の地域包括ケアシステムへの更なる参加促進を図り、患者自身が自分に適した薬局を選択できるよう、令和3年8月に施行された連携薬局制度の活用を推進する。

患者の薬剤、健康食品などの使用状況の把握や服薬指導、無菌製剤の調製などの在宅医療に関する知識・技能を有する人材の育成・確保を図るとともに、地域の医療・介護従事者と薬局薬剤師との連携（多職種連携）及び病院薬剤師と薬局

要 望 事 項

薬剤師の連携（薬薬連携）を構築・強化することで、医療・介護の中で連携薬局の特性と薬剤師の職能・専門性を最大限に発揮し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供していく事業を実施する。

2 指導監査部関係

(1) 委託事業

ア 保険調剤講習会資料の作成（適正な薬局管理・運営の推進）

医療保険制度は、公費負担医療並びに介護保険制度との関係を含め極めて複雑な体系となっている。また、頻繁な制度改正が行われることから、適正な保険調剤を進める上での解説書が必須である。これら情報を的確に保険薬局に周知するため「国民健康保険調剤必携」等を作成し、周知徹底を図る。

イ 地区保険指導者講習会の開催（適正な薬局管理・運営の推進）

保険薬局及び保険薬剤師の適切な業務を支援するため、東京都薬剤師会の地区社会保険担当指導者を育成する講習会を年2回開催する。

ウ 地区保険薬剤師講習会の開催（適正な薬局管理・運営の推進）

地区において、アの「国民健康保険調剤必携」等をテキストとして、28地区で年2回、個々の保険薬局・保険薬剤師に対し講習会を開催し、医療保険制度、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、調剤報酬の算定及び届出事項等についての正確な理解を図る。

3 高齢社会対策部関係

(1) 委託事業

ア 薬剤師認知症対応力向上研修事業（要員の養成）

都内で勤務又は開業する薬剤師を対象に、年2回（区部及び市部で各1回）、「東京都薬剤師認知症対応力向上研修標準カリキュラム」に基づき、薬局・薬剤師として必要な認知症の人に係る基礎知識、連携等の習得に資する研修を行う。

4 保健政策部関係

(1) 委託事業

ア 重複多剤服薬管理指導事業

国民健康保険の被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を推進することを目的として、関係機関と連携し、区市町村が行う重複多剤服薬者に対する服薬管理指導等の支援を行う。

令和4年11月30日

東京都知事 小池百合子 様

住所 東京都新宿区神楽河岸 1-1
法人名 公益社団法人東京都身体障害者団体連合会
代表者 小西慶一

令和5年度予算等要望について

団体名 (公社団) 東京都身体障害者団体連合会

| 要 望 事 項 |
|---|
| <p>要望一 「障害者の入院時」について</p> <p>障害当事者が入院した場合、障害により各々の特性の理解とコミュニケーションについて、特段のご配慮並びにご理解をお願いしたい。</p> <p>理由 視覚、聴覚、肢体、内部、精神などの障害種別がありますが、言葉も不自由で体幹機能障害、普段は電動車イスを使用している当事者が入院した場合、看護師や医師との意思疎通が困難で、治療などについてのコミュニケーションがとれません。盲聾などの当事者も同様だと思われま</p> <p>す。</p> <p>コロナ禍の為、家族の方の面会もままならない状況を鑑み、ガイドヘルパーや、介助者などをコミュニケーションのツールとしてご配慮賜りますようお願い申し上げます。</p> |
| <p>要望二 選挙時の投票について</p> <p>郵便などによる不在者投票について、当事者が記入困難な場合、代理人が記入できるように緩和していただきたい。</p> <p>※郵便などによる不在者投票をすることができる選挙人で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級である者として記載されている者。</p> <p>介護保険の要介護度5の方が、市区町村の選挙管理委員会へ書類を提出する。</p> <p>とありますが、選挙管理委員会にも格差があり、なかなか難しい状況です。また、前述の障害区分などには、該当しなくとも自署が困難な方々が多く見られ、結果、棄権になります。貴重な一票です。無にはしたくありません。</p> <p>また、期日前投票や、当日の投票時に視覚障害者の方などが自署不可能な場合の対処をお願いいたします。</p> <p>弱視の場合、今回の参議院選挙で東京のように候補者が多数の場合、消費電力を落としていたり、候補者一覧が細かくて、見えづらかったなど、記載に苦勞しました。</p> |

要望三 ヘルプマークについて

全国展開しているヘルプマークですが、裏面に反射板を取り付けていただけるようお願い申し上げます。

理由 警視庁では、事故防止のため、夜間の外出時に反射板を身に着けるよう推奨しております。ヘルプマークの今後より一層の普及のために是非ともご検討賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

東京都知事

小池 百合子 様

令和5年度

東京都予算編成等に向けた要望書

令和4年11月30日

東京都千代田区平河町2-5-5

全国旅館会館内

東京都ホテル旅館生活衛生同業組合

理事長 工藤 哲夫

日本旅館協会東京都支部

会長 石井 敏子

要 望 書

この度は、当組合の要望をお聞き頂く機会を設けて頂き誠に有難うございます。

さて、一昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大の影響で、日本国内の産業は疲弊している反面、上場企業の半分程度は増収で且つ四分一は過去最高益を上げるという、二極化の状況を呈しております。しかしながら、コロナで最も影響を受けた宿泊、飲食、観光等の産業は依然厳しい状況を脱しておりません。

それを象徴するように、本社ビルや傘下のテーマパーク、主要ホテルを売却して凌いでいる会社もあります。しかし大手資本は、資産の売却でしのぐことが出来ますが、我々中小零細企業は、売却する資産も無く、借入を増やして凌いでいるのが現状であります。都内の宿泊事業者は、コロナの感染を防ぐという公共の福祉のために、最も犠牲を強いられた業界であるという事実とその影響が未だに大きく残っている事実を、是非とも深くご理解頂きたいと思っております。

以上のような状況を踏まえて、引続き恒久的な対策及び宿泊を中心とした観光産業回復のための施策について、更なるご検討を頂き大きな支援の実行を強く要望致します。

以下に要望事項をまとめましたので、ご検討を切にお願いいたします。

【要望事項】

1. 建物の固定資産税の免除を要望します。

新型コロナウイルス感染が拡大し、国や東京都が国民に課した「都道府県をまたぐ移動の自粛」等の人流抑制策は、感染を抑える為に必要な措置であった事は重々承知していません。しかし、「ステイホーム」を声高に広報して人流が抑制され、更に毎日の感染数の発表により、現在も「東京へ行く事自体の不安感」を国民の意識の中に浸透させています。

この状況が数十カ月間続き、国や東京都の政策で人々の動きが止められたことにより、宿泊業界は間接的な営業停止となりました。その影響を東京都内の宿泊業界は直接受けることになり、言わば「公共の福祉」のために犠牲となった業界であると言えます。

本来事業が外的要因により営業停止に陥っているにも関わらず、今後も事業を継続しなければなりません。宿泊業の建物は、お客様の利用を持って収益を得ており、それに対する利益の社会還元として固定資産税の納付を行うものと考えておりますが、上記の通り、公共の福祉の為に、その営業がなされない中、売り上げも立たず、収益も得られない中で高額な固定資産税の納税は、非常に厳しい現状があります。

将来にわたる本来事業を継続するためには、建物の維持が必須となりますので、次年度以降も建物の固定資産税免除の実施を要望します。

2. 「ただいま東京プラス」・「もっと TOKYO」の継続実施を要望します。

これまでの旅行支援策では、東京在住者が他道府県へ観光目的で出掛けていくことに主眼が置かれており、日本全国から東京への来訪者を増加させる施策としては機能していませんでした。10月から始まった「ただいま東京プラス」は他の道府県からの宿泊客誘致にも効果が有り、「もっと TOKYO」と合わせると大きな経済効果が期待できます。

しかし、折角の効果的な施策も、登録手続きやお客様へのクーポン発行と手交に際しての煩雑さも相まって、現在も現場では大きな混乱が生じています。更に、12月20日までの期限付きで、それまでに宿泊予定数を超えた場合には、適用期限を待たずに終了する事になっています。この状態では、動き出した好循環に水を差すことになるとともに、再び以前の状況に戻ってしまいかねないという懸念が生じてきます。

10月から始まった勢いをその後の観光産業の持続的な回復につなげていくため必要なことは、来年以降も「ただいま東京プラス」と「もっと TOKYO」の基本的な考え方を踏襲しながら継続することを早めに表明することです。その際は、現制度の課題検証や可能な限りの手続き簡素化と実行する支援内容に検討を加え、より良い制度として長期に亘り継続実施できる形にして頂きたいと思えます。

これまでの感染拡大防止対策の継続等、一定の制限を持たせながらも、国内の広範囲に渡る人流拡大を促進させる追加施策も合わせて検討し実施する東京都の主体的な判断を要望します。

3. 「東京へ行く事の不安感」を払拭し、東京への誘客促進策の継続実施を要望します。

連日の東京都感染者数は減少傾向にありましたが再び増加の傾向に有ると報道されています。しかし、前項のとおり、国内向けの「ただいま東京プラス」や「もっと TOKYO」が開始され、マスコミ報道も変わりつつあり、国内需要喚起には一定の効果は期待できますが、未だに東京への滞在を避けようとする風潮は完全には払拭されていない状態に有ります。

国内需要喚起は今後も効果が期待できますが、その一方で、現在の訪日外国人数はコロナ以前2019年と比較すると約10分の1弱程度であり、大きな経済効果が期待できるアジア圏、特に規制がされている中国からの旅行者が少なく、以前のインバウンドの状況へ回復するには時間がかかると思われます。

訪日インバウンドマーケティングを手掛けている民間企業の調査では、個人旅行客の入国解禁に関する情報を踏まえて、日本への旅行計画を立てた、または候補として挙げている人の割合は、調査回答者の90%を超えています。日本への旅行に対して前向きに検討している人が多い一方で、懸念点として「マスク着用に関するルール」や、「観光客の訪問を歓迎してくれるのか?」「日本人の外国人旅行客に対して持っているイメージ」などが

気になるという意見も多数見受けられます。

今後、訪日観光客の受け入れ態勢や施策を考えていくには、この様な懸念材料も一つずつ解消し、新しい課題解決の意識が重要になります。

新型コロナウイルス感染拡大のために中断していた「東京シティプロモーション」を、来年1月下旬にロンドンで開催することになり、当組合からも複数名参加を予定しております。世界的な人流促進へ進む第一歩として歓迎しています。

その会場となるイギリスを例にとれば、国内全域のプロモーションをまとめて全世界に発信し、ホームページの中には日本の様なワクチン接種証明書等の特別な制限策は無く、単純に人々の来訪を歓迎しています。

世界の潮流を踏まえて、東京を中心とした日本全体で今から積極的な誘致策を開始するとともに、東京都の指導により進めている「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示、従業員やお客様への感染対策の緩和を行う等、次の段階へ向かう考え方への変更が必要です。

今まさに、先を見据えた施策の準備を早急に行い、東京都が主体的に誘客のための行動を起こし、東京を危険視する空気感を払拭する発言を継続していかない限り、東京の宿泊需要を始めとした観光需要を喚起することは困難です。東京の「安全・安心」のアピールをしながら、日本国内だけではなく全世界からの来訪者に対し「東京は歓迎している。」との広報活動を強化することが必要です。

今後も都内宿泊施設が取り組む感染防止対策等の支援を継続実施し、合わせて全世界に向けて様々な場面で、「東京が安心・安全な観光地で世界のビジネス集積地」であることのPRに最大限取り組み、東京への実効性のある誘客促進策の継続実施を要望します。

以上

東京都知事 小池百合子殿

2022年11月 30日
公益財団法人ユニジャパン
代表理事・理事長 迫本淳一

要望書

ウィズ/ポストコロナ時代の東京国際映画祭の役割について

1. コロナ禍における日本の映画業界の現状について

新型コロナウイルスの感染状況は依然として予断を許さないものの、厚生労働省の指導のもと、全国興行生活衛生同業組合連合会(全興連)作成のルールとして、入場時の検温、場内でのマスクの常用着用、場内での飲食は暗くなってから、という事項を遵守していった結果、映画鑑賞そのものは平常時に近い形に戻っております。そのような中、邦画については、「劇場版呪術廻戦0」「名探偵コナン ハロウィンの花嫁」「ONE PIECE FILM RED」といったアニメーション作品のメガヒットが相次ぎ、また、洋画については、世界的な大ヒット作「トップガン マーヴェリック」を筆頭に回復基調になってきております。その結果、配給大手12社合計の9月までの累計年間興行収入が昨年対比で140.3%、過去最高の2019年対比で78.3%となっており、3年ぶりに年間興行収入が2000億円を超える事が予想されております。今後も、新海誠監督の新作「すずめの戸締り」や原作者である井上雅彦先生が自ら監督する「THE FIRST SLUM DANK」、ジェームズ・キャメロン監督の待望の続編「アバター ウェイ・オブ・ウォーター」の公開が控えており、更なる数字の底上げが期待されます。

その一方、高齢者層、及び、ファミリー層、年数回鑑賞のライト層の映画館回帰が十分に果たせていないという課題もあり、こちらについては「映画館へ行こうキャンペーン！」をはり、映画館で映画を見る事の魅力を伝え、また、12月には「イベント割ムビチケ作品共通券」の販売を開始します。今後も、コロナの第8波に備え、気を抜くことなく、更なる来場促進に努めてまいります。

2. 東京国際映画祭の役割・意義について

第35回東京国際映画祭(2022年10月24日～11月2日:10日間)は、コロナの感染状況も落ち着きを見せている時期であること、海外からの渡航が大幅に緩和されてきている事を鑑み、出来る限り、平常時の開催を目指しました。

まず、開催地としては、昨年の日比谷・有楽町・銀座に丸の内を加え、面としての拡大を図りました。使用会場も新たに東京宝塚劇場、TOHOシネマズ日比谷、丸の内TOEI、丸の内ピカデリーといった大型劇場や有楽町 micro FOOD&IDEA MARKET、マルキューブ、ベルサール神田といったスペースを活用し、上映本数も拡大、トークイベント等も増やして、連日の盛

り上がりを醸成しました。

特に、3年ぶり、且つ日比谷では初の開催となるオープニングカーペットの実施は、関係各所の協力もあり、多数の映画祭ゲストも参加いただき成功裡に終わりました。そして、東京宝塚劇場でのオープニングセレモニーの実施も初の取り組みでしたが、宝塚OGのパフォーマンスを取り入れるなど、その場に相応しい内容になりました。更に、黒澤明賞の復活も大きな話題となりました。いずれも初年度という事もあり、慎重を期する形での実施でしたが、次年度は更に工夫を凝らした取り組みとしたいと思います。

また、海外招聘ゲストも大幅に増やすことができ、結果的には100名を超える方をお迎えする事ができました。(昨年は8名) 海外ゲストと国内映画関係者(映画監督、プロデューサーなど)との交流の場も様々に組むことができ、国際映画祭の大きな役割を示すことができたとと思います。

以上の結果、全体動員数も昨年の倍を記録することができ、正常化に向けて、次年度は更なる充実を図るべく、取り組んでまいります。なお、新型コロナウイルスへの対策も、昨年同様、スタッフ全員に抗原検査を行う対策をとりましたが、感染者を一人も発生させることなく、無事に終了しました。

東京国際映画祭は、ユニジャパンの定款にある「わが国の映像文化並びに映像産業の振興を通じて(文化的で豊かな国民生活の実現を目指すとともに)、海外に対してわが国の良好なイメージを発信し、国際友好と文化及び産業交流の増進を図ることにより、広く公益に寄与すること」に合致している事業です。今後も海外からの招聘に一層の力を入れ、同時に、オンラインの有効活用を組み合わせ、従来以上の活発な交流を取り戻すようにしていきたいと考えます。

東京国際映画祭は、その37年の歴史(第1回は1985年開催)や国際的な知名度において、間違いなく東京の魅力を引き続き強く発信できる、国際的な文化イベントであると確信しております。

3. 今後の東京国際映画祭が目指す方向について

・主要上映部門の継続的な実施・強化

昨年より、市山尚三氏のプログラミングディレクター体制に移行し、全部門の統一的な作品選定体制が整えられております。コンペティション部門、及び、アジアの未来部門の国際審査委員をリアルに招聘し、この2つのコンペティティブ部門を核に、ガラ・セレクション部門、ワールドフォーカス部門、NIPPON CINEMA NOW 部門、ジャパニーズ・アニメーション部門、ユース部門、TIFF シリーズ部門、日本映画クラシックス部門等を実施致します。

2021年より選定基準も変更し、より優れた作品が集まるような仕組みを目指しております。次年度(2023年)も基本的に今年の実施体制を継承し、国際映画製作者連盟(FIAPF)の認定する長編コンペティション部門を擁する15の映画祭※の一つとして、従来のコンペティ

ション部門の実施を前提とします。なお、2020年度のような部門建ての見直し(TOKYO プレミア 2020)を行わざるを得ない状況が生じた際にも、柔軟に対応していくように致します。

※他の主な映画祭として、カンヌ、ベルリン、ベネチア、サン・セバスチャン、モスクワ、上海等が認定されております。

・映画祭上映会場のグレードアップ

東京国際映画祭がカンヌ映画祭やベネチア映画祭など、世界に名立たる映画祭との差別化を行う上で、日本の伝統が感じられる地域、会場として、引き続き日比谷・有楽町・丸の内・銀座地区を活用します。この地域は、映画・演劇の伝統が根付いた地域であり、複数の映画館、大型イベントが実施できるホールや高級ホテルも多数あり、街そのものの魅力も大いにある、日本・東京の中心地です。

各会場も近距離に配置され、徒歩にて移動もでき、参加される方々にとっても大変アクセスがしやすくなっております。次年度(2023年)は、更なる上映会場、イベント会場の拡大を図り、映画人が集い、親睦を暖めあう場としても申し分のない場所とします。また、そこでしか体験できない要素も組み込み、再び参加したくなる、人に薦めたくなる映画祭を目指します。また、東京をより多面的に活用することで、様々な街の魅力を伝え、より多くの方の参加が見込めるようにします。

・海外の映画人・プレス・インフルエンサーとの交流強化

映画祭の重要な柱は、優れた作品の上映と並んで、内外映画人同士の交流を深めることです。それにより、東京国際映画祭と日本映画の国際社会での認知度が高まり、日本と諸外国との映画を通じた交流・協力関係の強化につながると期待されます。また、そのことは、結果として、日本、特に東京の存在を更に一層世界に知らしめることになり、観光客の誘致にもつながっていくものと思われれます。

・オンラインの積極的な活用による映画祭への新規参加者増

ウィズコロナの想定の下、フィジカルな上映・イベントの実施をベースに、オンライン取り組みについても、収容人数に制限のある場の配信など効果的な形で行い、国内外を問わず、今まで、参加できなかった地域の方々の参加を促すような仕組みづくりを行い、リアルな参加者増につながるように致します。

4. 東京国際映画祭が2023年度に向けて東京都に要望する具体的な案件について

① 主要部門(コンペティション部門)の継続的支援

世界に名立たる国際映画祭では、コンペティション部門が最重要であり、その維持・強化のため

めにも引き続きの支援をお願いしたい。なお、2020年度のように、部門の見直しが避けられない事態が再び生じた際には柔軟性を持って、主要部門の支援という形でご支援いただきたい。

② 収容能力の高いメイン会場の確保、開催地域の拡大

世界に名立たる国際映画祭は2000席近い座席数を要するメイン会場を保持しており、東京国際映画祭でも今年は、東京宝塚劇場や東京国際フォーラム等を使用する事で一定レベルのレベルを保持してきた。今後も継続支援いただくことで、東京ならではの魅力的な会場の利用を引き続き検討していきたい。

また、世界の主たる映画祭では、複数の会場を持ち、より多くの作品により多くの鑑賞機会を与えている。観客も街全体で映画祭が行われている賑わいを感じることができる。東京国際映画祭は、今年より、日比谷・有楽町・銀座に丸の内を加えて展開しているが、鑑賞機会の拡大、及び、コンペティション部門をはじめとした各部門の上映作品数にも対応するため、引き続き数多くの上映会場を維持したく、引き続きのご支援をお願いしたい。

③ 海外映画人・プレス・インフルエンサーの招聘・交流強化

有力な映画関係者(含むメディア)の招聘・交流を強化することにより、東京国際映画祭と日本映画の認知度の向上を目指し、内外の映画交流の活発化につなげたい。これは映画の分野にとどまらず、東京への観光客の誘致にも良い効果をもたらすであろう。そのためのご支援を強化いただきたい。

④ 映画祭におけるオンライン対応の強化

ウィズコロナの想定の下、フィジカルな上映・イベントの実施も検討しつつ、同時に、オンライン取り組みについても一歩踏み込んだ形を考えたい。映画祭参加者のウェブ上での登録システムを構築し、登録者が利用できるオンライン環境の整備を行っていく。今までフィジカルに参加できなかった、海外や首都圏でない地域に在住の参加希望者がオンラインを導入することで参加可能になり、全体的な参加者の増も見込む事が出来る。これは、時代の要請であり、是非、ご支援いただきたい。

⑤ 文化的記念イベントとしての野外上映の実施

映画を野外で見せる事により、映画祭のイベントそのものの見え方の広がりを訴求する。多様な映画の楽しみ方を提供する意味、及び、祝祭感のあるイベントにする上でも重要であり、次年度も同様の支援をお願いしたい。

⑥ 映画産業の青少年育成事業の実施

映画における人材育成の観点で行っているユース部門、TIFF ティーンズ映画教室、及び、

対象者を小中高に特定した上映部門の実施は、若年層の掘り起こしの意味でも重要。次年度も同様の支援をお願いしたい。

また、2022年度には本件企画の過去5年間の実績を振り返って総括するシンポジウムを実施したところ、右を踏まえて2023年度には、海外との交流企画を導入し、国際的な視野に立った若者の育成に努めるべきとの結論に至った。具体的には、CCAJ(フランスの代表的な児童映画ワークショップ)、BIKY(釜山児童映画祭)の2団体の代表者及び子供たちを招聘し、TIFF ティーンズ映画教室の参加者たちと交流する場を設けたい。そのための追加的予算措置をお願い申し上げます。

以上

2022年11月30日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都石油商業組合

理事長 矢島 幹也

令和5年度東京都予算等に対する要望書

令和5年度東京都予算等に対する要望を別紙のとおり強く要望させていただきますので、実現方何卒よろしくお願い申し上げます。

令和5年度東京都予算等に対する要望事項

1. カーボンニュートラル推進に伴う要望

ガソリンスタンドは平常時は勿論、地震台風大雪などの災害時にも営業を継続し、都民国民生活に多大な貢献をしてまいりました。コロナ渦にあってもエッセンシャルワーカーとして、感染防止対策を徹底したうえで営業を継続し、都民・国民の生活と経済活動に多大な貢献をしていると自負いたしております。

東京都内のガソリンスタンド数は、ピーク時は昭和53年で3,445SSありましたが、その後減少を重ねた結果、現在は803SSとなり、これは昨年と比べても19か所の減少であり、ピーク時の実に23.3%です。

このままガソリンスタンドが経営逼迫によって減り続ければ大規模災害時はおろか平常時でも石油燃料の安定供給に影響を与えることとなります。災害時・平常時における石油製品の安定供給のためには「石油サプライチェーンの維持強化」が不可欠です。

しかしその維持強化を阻む、ガソリンスタンドが大きく減少する可能性が大きい深刻な要因が一昨年新たに発生しました。それは東京都及び国によるカーボンニュートラルを目指す2030年及び2035年新車販売ガソリンエンジン車ゼロなどの突然の方針発表です。ガソリンスタンドでは経営者ばかりでなくそこで働く従業員からも将来への大きな不安の声が溢れています。そもそも現在電源構成の75%が化石燃料である中での新車の非化石燃料化は意味がないばかりか、日本の産業界に大きな打撃を与えることは間違いないことです。電源構成の非化石燃料化を東京都はどのように達成されるのでしょうか。いずれにしても、この方針はガソリンスタンドは当面は必要だが将来は撤退されるべきものとの方針と同義です。全車両が電動化されるまでの間頑張ってくれば良いとの誠に虫の良い方針と申さざるを得ません。カーボンニュートラルの必要性は理解しておりますが、既存のガソリンスタンドの将来像を、全く利益を生まない充電器の配備と現在全く需要のない水素ステーション併設の提案ばかりでは、論点がずれており、行政の都合のいい政策といえます。令和4年度補正予算にて予算措置いただきました「環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援予算」と「環境配慮型ガソリン計量機導入促進事業」の計28億円の予算は大変有難く感謝申し上げますが、長期的な展望が必要となる費用節約に資するものであり、直ちに経営改善に直結するような支援策も必要です。東京都にはカーボンニュートラル推進と併せてガソリンスタンドの将来像を明確に提示いただきたい。ガソリンスタンドのソフトランディングはどのようにはかるのか、災害対応に欠くことのできない石油製品供給が必要な間、どのようにガソリンスタンドを守るのか、やむを得ず撤退するガソリンスタンドにはどのような政策を行うのか、充電・水素をどのように商材としてくのか等を具体的ロードマップに明確にし、強力かつ特別な補助政策とともに至急提示いただきたい。加えてこのロードマップには現在国で議論され始めました合成燃料 e-fuel の活用について、燃料の完全転換ではなく、一刻も早い石油製品への添加目標を国に先駆けて掲げていただきたい。合成燃料を1%でも既存の石油製品に

添加し販売することは、間違いなく CO2 排出抑制につながり、2030 年以降も都内を走ることとなる既存内燃機関エンジン車使用都民にとっても安心を与えることとなります。また今までもお願いしておりますが、やむを得ず撤退するガソリンスタンドに対しては少なくとも地下タンク撤去費用と土壌汚染対策費用は必ずお願いしたい要望です。ガソリンスタンドの消防法上の正式名称は「給油取扱所」とされ、建設には1億円以上かけ危険物対策を施した危険物施設であり、いったん撤退したガソリンスタンドに替わって、カーボンニュートラル推進が声高に叫ばれている現状、新たなガソリンスタンドが代替することはないでしょうし、周りに何も無い地域ならともかく、都内ではガソリンスタンドに替わる簡便な給油施設は決して認められないことを念のため申し添えます。

2. ガソリンスタンドが生き残れるための、またカーボンニュートラル推進による将来の経営ひっ迫に備えるためにも、東京都の強力で特別な経営存続支援を、継続して要望致します。

①発券店値付けカードの給油代行手数料の見直しと、リース会社等の異業種及び給油所を所有しない企業における、発券店値付けカード発券の規制を求めることへの支援

発券店値付けカードは、元売り会社と連携した企業が発券し、全国の系列カード加盟給油所で、あらかじめ定められた全国一律の価格でユーザーがガソリン等燃料油を購入することができるカードである。

しかし給油代行手数料が低額に抑えられているため、昨今の石油製品の急激な上昇や人件費の高騰によって、マージン率を一段と圧縮させるきわめて大きな要因となっており、組合員が自社としての商売ができず、経営が逼迫し、今後、廃業などに追い込まれていく大きな要因となっており、その結果平常時・災害時における石油のサプライチェーンとして成り立たないことが強く懸念される。

また、近年、リース会社等の異業種及び給油所を所有しない企業が、発券店値付けカードを発券し、増加傾向にある。

このような給油所を所有しない企業は、商品の仕入れ、給油代行というリスクは一切なく、決められた給油代行手数料を給油代行店に支払うだけで、自社の利益を上げられることになり、本来石油販売業者が受け取るべき利益が、異業種企業に流れることになる。この結果のいくつく先は、災害時に緊急自動車等に給油できる給油所が減少することになります。

発券店値付けカードの給油代行手数料は、令和元年3月まで長年の間ガソリン5円～7円、軽油4円～5円の定額のまま推移していたが、令和元年4月ガソリン8円、軽油はすべて5円に、2021年10月にはガソリンのみ10円に改訂されました。しかしながら依然としてこの給油代行手数料は消費税額にも及ばず、手数料の概念にも相当しないものです。

長期的に人口の減少や省エネ車の普及等による需要減少傾向のある燃料油販売業界では、通常は一部廉売業者とその業者への対抗から適正マージンの確保が販売量の確保の後回しにされる傾向があるが、新型コロナウイルス拡大に伴う外出自粛等により大幅に需要

が減少した中では、経営維持の為に適正マージン確保の動きが高まり、その動きは圧倒的廉売をしている世界的大資本の異業種給油所においても同様であった。しかし、発券店値付けカードの手数料はこの状況の中でわずか2円しか変わることなく、その不合理性は全国的に大問題とされている。

石油販売業者の経営が一段と厳しさを増していることを踏まえ、弊組合は、元売会社に対して、①給油所を保有しない企業（異業種企業）による発券店値付けカードの発券を即刻停止し、既存の法人向け給油所値付けカードシステムのみにしていただくか、②現行の給油代行手数料であるガソリン10円、軽油5円からの大幅な引き上げを要望している。更に、全石連の「発券店値付けカード発行に伴う影響に関するアンケート」結果で、全国的にも給油代行手数料に関して問題視する意見、軽油も含めて給油代行手数料を増やしてもらいたいとの意見が多数あり、この是正要望の早期実現に向け、資源エネルギー庁、公正取引委員会への強力な働きかけ等の絶大なご支援をお願いしたい。

②公平公正な競争環境整備に向けて、不当廉売・差別対価の基準明確化等、公正取引委員会への働きかけのお願い

ガソリン小売価格が系列仕切価格、業転玉仕切価格を下回った価格でガソリン等販売をしている業者を公正取引委員会に不当廉売・差別対価の申告をしても、結果としていまだに「措置なし」との判断が多い。この廉売業者の存在により、ガソリンスタンドの減少が続けば、大規模災害時はおろか平常時においても石油燃料の安定供給にも影響を与えることになる。この度公正取引委員会による「ガソリン不当廉売ガイドライン」が改訂され、本社人件費やクレジットカード決済手数料・ポイント還元費なども総販売原価に盛り込まれ、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある事案例」が盛り込まれるなどしたが、これらの確実な適用につき、公正取引委員会への申し入れをお願い申し上げます。

3. ガソリンスタンドにおける大気環境配慮型（燃料蒸発ガスの回収装置設置）計量機等への設備費用補助のお願い

東京都、国が取り組んでいる揮発性有機化合物（VOC）排出抑制問題について、現在、ガソリンスタンドにおいて給油時に発生する揮発性有機化合物（VOC）抑制対策（燃料蒸発ガスを回収する給油ノズルの計量機設置）（ステージ2）の導入は大気汚染防止法・東京都環境防止条例により「法的規制によらない業界の自主的取り組み」をすることとなっております。弊組合といたしましても、東京都が押し進めている環境対策に積極的に協力したいと考えており、ガソリンスタンドにおいて揮発性有機化合物（VOC）の抑制対策（ステージ2）設備を導入するにあたっては、その費用を補助する制度の創設をお願いして参りましたが、この度東京都におかれましては本年度9月の補正予算において、固定式計量機に対するステージ2導入に関して導入費用の二分の一、ガソリンスタンドにおける省エネの推進に係る設備導入にかかる経費の三分の二の補助制度を導入いただきましたこと誠にありがたく御礼申し上げます。

このうちステージ2に関しましては、都内ガソリンスタンドの30%を占める懸垂型ガソリンスタンド対応の設備は、設置工事費を含めかなり高価であり、設置を進めるうえで中小事業者にとってかなりのコスト負担が見込まれることから、この制度創設を早期に実

現頂きたいことを継続して要望させていただいたところ、当該設備が販売開始された令和2年度予算においてモデル事業として7,000万円を予算措置賜り大変感謝申し上げます。しかしながら市販された設備機器は仕様が1モデルと限られ、狭小なガソリンスタンドが多い都内では設置可能であるガソリンスタンドはありませんでした。令和3年度は設置が可能となる新たな設備機器の発売もメーカーでは計画され、設置実績も見込まれていたところですが、残念ながら東京都予算は3,000万円と減額になりました。また該当予算は設備費用のみが補助対象とされており、計画では10給油所のみの補助となっています。VOC対策は重要な課題であり、更なる排出抑制対策を推進し、都内の燃料サプライチェーンを存続させるためにも希望給油所は全て補助を受けられるように補助金総額を増加したうえで、制度創設を早期に実現頂きたい。またこの度の固定式計量機に対するステージ2導入については、国の補正予算では補助率が三分の二とされたことから、東京都におかれましても補助率を三分の二に増額していただきたい。加えてステージ1・2のいずれにも該当していない、通常時の通気管からの燃料蒸発ガス排出を抑制するタンク圧力コントロールバルブ（通常時は燃料蒸発ガスの外部排出を抑制し、タンク内圧力が高まったときのみ安全の為に外部に排出させる）は燃料蒸気ガスの排出抑制に有効な装置のため、その設置を進めるための補助を是非お願いしたい。

なお「環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備導入支援事業」については申請期間が令和4年度末となっているが、準備に時間がかかる場合もあることから、期間を延長していただくことをお願い申し上げます。

4. ガソリンスタンドを総合エネルギー拠点化・マルチステーションとして拡充するための補助金等支援のお願い

東京都は車への燃料供給に関してマルチステーションの拡充を政策に挙げており、弊組合もその点に関しては強い期待を持っています。しかしながら現在の推進方法ではマルチステーションは拡大しません。

まず既存のガソリンスタンドに急速充電器を設置することに関しては、急速充電には約30～40分の時間が必要です。その間ガソリンスタンド内にデッドスペースが発生することになるが、急速充電に対して十分な手数料が見込めない現状、都内の狭小な給油所においてそれは大きな問題となります。たとえ給油所への設置に当たっての費用を全額補助金で賄えたとしても急速充電器を設置するメリットはありません。設置費用の全額補助と最低限の利益補償をお願い申し上げます。

水素ステーションに関しては特に用地が確保しにくい東京においてはガソリンスタンドに併設するなど既存のインフラを活用することが効果的であり、弊組合としても、環境負荷の低減につながる水素エネルギーの普及に向けて協力をしていきたい。平成30年度の整備費の実現で、都内の250坪程度のガソリンスタンドにおいても、併設することが図面上は可能となってきたが課題も見えた。規制緩和は終了したとの考えもあるようだが、まだまだ緩和すべき規制が残っている。今後は更に、ガソリン並み、灯油並みまで規制を緩和し、灯油タンクと計量機に変えて、水素タンクと水素計量機を設置できるように、都から国に対して働きかけることをお願いしたい。去年は設置工事期間中の営業補償について新たに予算措置いただき、これは大きな進展だと感謝申し上げますが、また現状の支援

策では、建設時に一部業者負担が残るため、全必要施設機材への全額補助、また設置後7～10年等の最低運営期間中は、ランニングコストの補填の継続と最低限の利益補償、さらに補助金の前払等で、業者に立替が発生しないような方策もお願い申し上げます。

利益補償については例えば東京都がガソリンスタンド内に急速充電設備・水素充填設備を設置し、ガソリンスタンドに賃借料と運営委託料を支払うなどの方策を是非ご検討頂きたい。

5. 給油取扱所用地の固定資産税・都市計画税の免除、及び小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税減免の継続と多摩地区についても対象地域とするこのお願い

東日本大震災では、ガソリンは血の一滴と言われ、ガソリンスタンドの必要性が改めて認識され、給油所に非常用発電機を備えた東京都は指定給油所を、国は中核給油所・住民拠点SS・小口燃料配送拠点を整備して災害に備えているところである。これ以上のガソリンスタンドの減少は、災害時の燃料供給にも支障をきたすことになる。従って、約半数が赤字経営となっており、特に本年度はコロナ禍によりより一層の苦境に立っている中小のガソリンスタンドが、経営を続けることができるように、ガソリンスタンド用地の固定資産税・都市計画税の免除を是非ともお願いしたい。また、平成14年度より、東京23区については、小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の2割減免措置が実施されているが、依然として経済状況は好転していない状況にあり、令和5年度以降についても引き続き減免措置の継続をお願いしたい。

なお、23区の中小企業者に限らず、多摩地区の中小企業者も、固定資産税・都市計画税の他、法人税・相続税等の多額な税負担により、このまま経営を維持することが難しい状況にあり、税制上の不公平が生じている。このような状況をご理解いただき、是非とも多摩地区についても減免対象地域に指定していただけるよう、東京都より各市町村に対して減免相当額を交付金として措置していただくか、市町村の財源である市町村総合交付金でご配慮いただきたい。特に令和3年度はコロナ禍により多摩島嶼地区を含む東京都全域で事業用家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の負担を軽減頂いているところであり、小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税の減免措置についても、是非同様に多摩島嶼地区に対して東京都からご提案あるいは希望が出されていることをお伝えいただき、実現に向けたご助力を頂きたい。

6. 給油所における耐震診断費用と非常用発電機の修理費用・移設費用に対する補助導入についてのお願い

東日本大震災以降のガソリンスタンドは、首都直下地震等の大規模災害が発生した際に東京都等が救出・救助等の災害応急対策に従事する緊急通行車両等への燃料を安定供給するよう努めております。

更に、東京都と燃料備蓄契約を締結したガソリンスタンドについては、非常用発電機を保有し定期的に点検、災害対応研修等も行っているところです。併せて東京都が関係自治体と実施する防災訓練にも参加しております。また指定給油所以外のガソリンスタンドも指定給油所の後方支援をすべく組合ネットワークを構成しております。引き続き、ガソリ

ンスタンドは災害対応能力を強化していくうえで、既存ガソリンスタンドが今後の災害に耐え得るかどうかを確認するための耐震診断が喫緊の課題であると考え、その補助をお願い申し上げていたところ、本年度指定給油所の耐震検査につきまして予算措置をいただきましたこと感謝申し上げます。

しかしながら補助額が費用の2分の1で、仮に耐震性能に問題ありとなった際の修繕費用まで考えた際に、赤字企業が多く、かつカーボンニュートラル等で将来に不安があり、しかもコロナ渦のなかで申し込みは1件という結果でした。是非補助率の引き上げと施設改修の場合の新たな補助金の導入をお願い申し上げます。またその対象ガソリンスタンドは、災害時には指定給油所ばかりではなく、組合員全ガソリンスタンドが燃料優先供給を行う東京都との協定がございますので、組合員全ガソリンスタンドを対象として頂きたいようお願い申し上げます。

また指定給油所をはじめとして導入されている非常用発電機につきましては多くのガソリンスタンドで導入後8年が経過し、故障修理や、やむを得ない事情でのガソリンスタンド廃止に伴う移設の必要性が発生し始めております。非常用発電機は災害時に緊急自動車等に対する燃料供給のために補助金で導入したものであり、例えば洗車機などのようにガソリンスタンドの利益を求めめるために導入したものではありません。修理・移設の費用補助制度を新設頂けますようお願い申し上げますが、移設に関しましてはやむを得ない時には都が無償で引き上げていただく措置を新たに講じていただけることとなり感謝申し上げます。残る修理費用の補助に関しましても是非措置いただけますよう、改めてお願い申し上げます。